

広島女学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2025 年度大学評価の結果、広島女学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日までとする。

II 総評及び提言

<大学概況>

- | | |
|-------------|---|
| (1) 大学設置年 | 1949 年 |
| (2) 所在地 | 広島県広島市 |
| (3) 理念・目的 | 広島女学院大学は、キリスト教を教育の基盤とし、女性の生涯を支える高度の教養を授け、専門の学術を教授研究することにより、真理と平和を追究し、世界と地域の人々に仕えるゆたかな人格の育成を目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 人文学部及び人間生活学部
言語文化研究科及び人間生活学研究科 |
| (5) 収容定員 | 1,320 人（学士課程）
48 人（修士課程） |

(2024 年度時点)

<総評>

広島女学院大学は、建学の精神に基づき、大学の教育理念・目的を「広島女学院大学学則」に定めている。くわえて、これと連関する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、各学位にふさわしい教育課程を編成し、教育を実施している。また、カリキュラムの体系性・順次性への理解を深めるため、『CURRICULUM BOOK』及び『大学院要覧』を通じて、学生への周知を行っている。

教育に関する点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、大学レベルは「学務委員会」が、大学院レベルは「研究科委員会」が中心となっていて行っている。また、学生の学習成果を把握・評価するにあたっては、学部では「大学」「学部・学科」及び「科目」の 3 つのレベルで、研究科では「大学院」及び「研究科」の 2 つのレベルでアセスメント・ポリシーを策定している。これに基づき毎年度測定される学習成果を、「学修成果可視化システム」を通じて全学的に共有するとともに、学部学生には卒業時に「ディプロマサプリメント」を発行している。把握した学習成果に

については、教育や学習支援の改善に活用できるようにしているものの、活用については各教員に委ねている状態にあるため、全学的な取り組みにつなげることが望まれる。

全学的な内部質保証については、「内部質保証委員会」を中心に、「自己点検・評価委員会」が作成する『自己点検・評価報告書』に基づいてPDCAを回している。ただし、学部・学科、研究科等の部局レベルのPDCAに関しては、内部質保証推進組織としてのマネジメントが必ずしも十分でない。大学自身でも不十分との認識があることから、「内部質保証委員会」を中心とする全学的なPDCA体制のもとで各部局のPDCAを体系的に実施するとともに、客観性・妥当性を担保するため、外部評価を含む体制の整備が求められる。

また、定員管理及び財務状況についても課題が見受けられる。具体的には、入学定員と収容定員の見直しに取り組んでいるものの、学士課程で深刻な学生の定員未充足が続いており、学生募集の強化を含む更なる取り組みを実施し、着実に成果につなげることが求められる。大学院においても同様の課題があるほか、定員未充足により学生生徒等納付金収入の十分な確保を図れず、脆弱な財政基盤の一因ともなっているため、その確立に向けた取り組みを着実に実行する必要がある。

一方で、2022年度より、教員の研究分野と社会連携・社会貢献の活動とのマッチングや、学生の活動志向・活動状況の把握及び活動促進を目的とする「研究支援・社会連携センター」を設置し、一元的対応を可能とした。これによって、教員の事務作業が大幅に軽減され、前回の大学評価時と比較しても社会連携・社会貢献が活発になっているとともに、学生の主体的な参加を促進する体制を整備し、学生の積極的な諸活動への参加につながっていることは、高く評価できる。

なお、広島女学院大学の大学評価を進めるなか、法人移管に伴う設置者変更の計画が報道され、実地調査直前に2026年4月1日付けの設置者変更の認可が明らかになった。また、2027年度から大学名称をYIC学院大学へ変更することや男女共学になること等も発表された。一方で、校地や校舎、設備、教職員等の教育資産を承継するだけでなく、2026年に入学する広島女学院大学としての最後の学生たちが卒業するまで、適切に教育研究を行っていくともしている。それを可能とするためにも、今回の大学評価で明らかになった諸課題の解消や改善に向けた取り組み、長所の更なる伸長を行うとともに、その強化された内部質保証体制を、設置者変更後も確実に引き継ぐことを望む。これにより、学問の進歩と社会の発展に貢献する高等教育機関の使命を全うすることを願ってやまない。

<評価において特記する事項（提言）>

長所が1点、改善課題が2点及び是正勧告が2点あげられる。

（長所）

以下については、理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をな

し、かつ、組織性や継続性・発展性がある取り組みと認められる。

- 1) 「総合研究所」の産学官連携に関する機能、「地域連携センター」及び「ボランティアセンター」の機能を統合し、「研究支援・社会連携センター」を設置したことによって、教員及び学生への地域連携情報の効率的な情報発信・連携体制の構築が可能になったほか、教員の事務作業の負担軽減にもなっている。さらに、ポータルサイトを通じて学内へ地域連携情報を周知することで、学生が主体的に社会連携・社会貢献に参加する体制を整えており、学生の積極的な活動への参加につながっていることは、評価できる（基準9 社会連携・社会貢献）。

（改善課題）

以下については、理念・目的の実現を図るための一層の取り組み、又は大学としてふさわしい水準を確保するための改善が求められる。

- 1) 内部質保証については、学部・学科、研究科等を含む各部局におけるPDCAに対する全学的内部質保証組織としてのマネジメントが必ずしも十分でない。大学自身でも不十分との認識があることから、客観性・妥当性を高めるための外部評価等の活用を含めて、内部質保証体制を再整備するとともに、点検・評価の結果に基づいて改善・向上を図るPDCAサイクルが適切に機能するよう改善が求められる（基準2 内部質保証）。
- 2) 収容定員に対する在籍学生数比率が、言語文化研究科修士課程で0.13、人間生活学研究科修士課程で0.04と低い。これに対し、内部進学者への説明会の実施や新たな入学制度の整備等の対応を行っているため、これらの取り組みを継続し、成果につなげることが求められる（基準5 学生の受け入れ）。

（是正勧告）

以下については、理念・目的の実現を図るため、又は大学としてふさわしい水準を確保するために、抜本的な改善が求められる。

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が、人文学部は学部全体として0.60、同国際英語学科は0.42、人間生活学部は学部全体として0.71、同管理栄養学科は0.75、同児童教育学科は0.53、さらに、学士課程全体も0.68と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率も、人文学部は学部全体として0.52、同国際英語学科が0.36、同日本文化学科が0.79、人間生活学部も学部全体として0.62、同生活デザイン学科は0.78、同管理栄養学科は0.66、同児童教育学科は0.48、さらに、学士課程全体も0.59と低い。これに対し、上記の学部・学科における2026年度以降の入学定員と収容定員の見直しを始めとして取り組んでいるため、それらの定員管理に関する各種取り組みを着実に実施し、成果につなげることが求められる（基準5 学生の受け入れ）。

2) 第3次中期計画に従い、人件費の削減や教育研究経費を適切な水準にするための策を実行し、一定の成果は見られるものの、未だ十分な改善には至っていない。また、入学者数の減少が続いているため、学生生徒等納付金収入の確保が喫緊の課題となっている。「要積立額に対する金融資産の充足率」については著しく低い水準で推移しており、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」も年次的に増加している。以上のことから、十分な財政基盤を確立しているとはいえない。持続的・安定的な財政基盤の確立のためには、第3次中期計画に基づく施策を収支動向の変化等に即して見直し、確実に実行するよう是正されたい(基準10 大学運営・財務(2)財務)。

Ⅲ 概 評

1 理念・目的

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

建学の精神及び教育理念を踏まえ、大学の目的を「広島女学院大学学則」(以下「学則」という。)に定めている。また、大学の教育理念を実現するうえでの根幹となる資質を、「大学全体のディプロマ・ポリシー」として定めている。そして、これらに基づき、学部・学科ごとの「養成する人材及び教育目標」を定めている。研究科においても、研究科ごとに理念・目的や「養成する人材及び教育目標」を定めている。

これらの情報について、教職員に対しては各学則及び規程を共有することや、全学教授会等を通じて説明する機会を設けることで、学生に対しては、学生要覧である『CURRICULUM BOOK』に各学則及び規程を掲載することや、「キリスト教の時間」の学長講話等を通じて説明する機会を設けることで、学内への周知を行っている。また、社会に対しては、大学ホームページで公表するとともに、入学希望者に対しては『大学案内』を通じて説明する機会を設けている。

以上のことから、建学の精神及び教育理念に基づいて大学・大学院の目的を定め、各学部・学科及び研究科は、教育目標等を適切に設定し、社会に公表しているといえる。

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

法人理事会において、2022年度に「第3次中期計画(2023～2027年度)」(以下「第3次中期計画」という。)を策定している。各学部・学科、研究科及び部局では、中期計画にあわせて、行動計画及び年度ごとの事業計画を策定している。

第3次中期計画においては、4つの柱ごとに重点目標、行動計画を策定している。具体的には、「教育・研究」においては「ライフキャリアの確立」の実現、「地域連携・社

会連携」では「他者と協働し、地域社会及び国際社会に貢献できる」人材の育成を盛り込んでいる。また、「学生募集」や「組織運営」では、前回の大学評価時に指摘を受けた重要課題である入学者選抜戦略の見直しと入学者選抜制度改革、財政の安定化及び組織基盤の強化を設定している。さらに、計画の実現性を高めるため、行動計画に数値目標を設定している。年度ごとの事業計画も同様に数値目標を設定しており、各部局の達成状況を事業報告として毎年度法人に報告している。

2 内部質保証

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に基づき、内部質保証の体制及び手続を規程に定めている。具体的には、教育における理念・目的を達成するため、全学的な観点から内部質保証を推進する組織として、学長を委員長とする「内部質保証委員会」を設置するとともに、同委員会が点検・評価の結果に基づいて改善策を立案して、「大学評議会」で審議・決定のうえ各部局に指示し、実施するとしている。

毎年度の点検・評価は、大学基準に沿って「自己点検・評価委員会」のもとで行っている。具体的には、同委員会のもとに置く6つの「自己点検・評価小委員会」と「全学人事委員会」等が大学基準を分担するかたちを取り、部局からの報告等に基づき点検・評価を実施する。これらの点検・評価の結果を「自己点検・評価委員会」がとりまとめ、『自己点検・評価報告書』を作成して公表するとともに、その結果をもとに、「内部質保証委員会」が改善策を立案している。教職課程の点検・評価についても、2023年度から全学的な点検・評価に取り込み、実施している。ただし、学部・学科、研究科等を含む各部局でのPDCAサイクルに関しては、全学的な内部質保証組織としてのマネジメントが必ずしも十分でない。大学自身でも不十分との認識があることから、内部質保証体制を再整備したうえで、点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けたPDCAサイクルを機能させることが必要である。くわえて、点検・評価において卒業時アンケートの学生回答を反映させるなどはしているものの、外部評価をはじめとする客観性・妥当性を高めるための取り組みが十分でないため、改善が求められる（改善課題1参照）。

教育の企画・実施と点検・評価及び改善の取り組みとしては、「内部質保証委員会」が「IR委員会」による前年度の卒業生の成績や履修のデータ等の分析結果をもとにして、3つの方針について適切性の検証や見直し等を行っている。そのうち、学位授与方針の適切性については、検証結果を「大学将来計画委員会」が活用し、新カリキュラムの検討等を行っている。

なお、「1 理念・目的」評価項目②で既述したとおり、各部局の年度ごとの事業計画に係る取り組みについては、事業報告として毎年度法人に報告することで、点検・評価をしている。

前回の大学評価で改善を提言された事項に対しては、2022 年度に『改善報告書』を本協会に提出し、引き続き改善を図る必要を指摘されたものの、再度の報告を求められることはなかった。設置計画履行状況等調査をはじめとする行政機関からの指摘については、内部質保証システムに依らず、即時的に関係部局で対応している。

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

学校教育法及び同施行規則に定められた情報について、大学ホームページに「教育情報の公表」ページを設けるとともに、「大学の評価・取り組み」ページにおいてファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関連する活動や点検・評価結果に関しても情報を公開している。また、教職課程に関しても、必要な情報を公開している。大学ホームページではそのほか、「地域連携」ページにおける研究活動や地域連携活動についての公表、授業評価アンケート結果の公表、学生の授業への取り組み状況や課外活動の紹介等を行っている。予算書や決算書等の財務情報や、会計監査等の外部監査の結果については、法人のホームページにて公表している。なお、法人ホームページでは、大学の点検・評価に関わるものとは別に、事務組織が主体となって取りまとめた法人の事業計画及び事業報告を公表している。

以上より、大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

内部質保証システムの適切性についての点検・評価については、2025 年度に「大学評議会」が実施し、適切な運用ができているとの結論に至っている。しかし、それ以前の 2017 年度から 2024 年度までは、内部質保証システムの適切性の検証を実施していなかった。それにより、「内部質保証委員会」と密接に連携している「IR委員会」の内部質保証システム上の位置付けが不明瞭であるなど、組織構成等の整備がまだまだ十分とはいえない。今後は定期的に内部質保証システム自体についての点検・評価を行い、評価項目①で既述した内部質保証体制の再整備も含め、改善・向上に向けた取り組みを実施していくことが求められる。

3 教育研究組織

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

キリスト教主義に基づく女子の人格教育を理念とし、リベラルアーツ教育及び女性のキャリア教育を推進するために、人文学部及び人間生活学部の2学部5学科並びに言語文化研究科及び人間生活学研究科の2研究科4専攻の修士課程を設置している。

また、教育・研究活動を支援するための附置施設として、「宗教センター」「アカデミック・サポート・センター」「障がい学生高等教育支援室」「国際交流センター」「研究支援・社会連携センター」「総合研究所」等を整備している。特に、キリスト教教育の中心を担い、建学の精神の浸透を図っている「宗教センター」や、障がいのある学生への支援をはじめとした修学支援をし、他大学からの相談にも応じている「障がい学生高等教育支援室」は、大学の理念・目的の実現に向けて重要な役割を担っている。

以上の状況から、建学の精神及び学則に定めた理念・目的に沿って、適切な教育研究組織を設置しているといえる。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究組織の適切性については、部局からの報告等を踏まえ、「自己点検・評価委員会」のものの「管理運営・内部質保証小委員会」がそれを取りまとめている。これを受けて、「2 内部質保証」評価項目①で既述した大学全体の内部質保証システムに基づき点検・評価を行うとともに、改善策を策定している。

上記の点検・評価結果に基づく改善例として、2018 年度には、社会的要請を踏まえたうえで大学の理念の実現を目指し、学部改組を行った。しかし、人文学部、人間生活学部に改組した初年度は入学定員を確保したものの、その後は入学定員未達の状況が続いており、2024 年3月には「大学評議会」にて新たな改組の議論が始まっている。なお、設置法人の移管が決定した現状においては、教育の質を維持できるように、改組については慎重な検討が望まれる。

以上のことから、教育研究組織の適切性を点検・評価し、改善・向上につなげるように取り組んでいるといえる。

4 教育・学習

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

学部では、「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」において、学科ごとの学位授与方針を定めており、それぞれの学問分野にかかる資質や能力を含め、学生が修得すべき知識、技能、態度等を設定してい

る。そして、この方針を踏まえ、同規程に各学位の教育課程の編成・実施方針を定めている。大学院では、「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」において、研究科ごとの学位授与方針を定め、各研究科の教育理念に基づいて、大学院学生が修得すべき学習成果を設定している。また、それを踏まえた教育課程の編成・実施方針についても同規程に定め、「学修内容・学修方法」等を明らかにしている。これらの情報は、学部は『CURRICULUM BOOK』、研究科は『大学院要覧』に記載して学生へ周知するとともに、大学ホームページを通じて社会へも公表している。

以上のことから、達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示しているといえる。

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

学部では、大学及び各学科の学位授与方針と教育課程の編成・実施方針に基づき、「基礎科目」「ライフキャリア科目」「専門科目」「関連科目Ⅰ」及び「関連科目Ⅱ」の5つの科目群の授業を開設しており、「基礎科目」「ライフキャリア科目」で培った知識やスキルを生かしながら学科の専門分野を学べるよう、「専門科目」において、学位にあった専門分野の学問体系を構成している。「基礎科目」「ライフキャリア科目」は2024年度入学生分より見直しを行い、「大学全体のディプロマ・ポリシー」を実現するための資質を養成する科目として「ライフキャリアデザイン」を各年次で必修化した。なお、基礎科目については、入学前プログラムを通じて、入学後の学びに接続しやすくなるよう工夫を行っている。

大学院では、各研究科の学位授与方針と教育課程の編成・実施方針に基づき科目を開設している。例えば、人間生活学研究科では、生活文化学専攻に生活経営、生活文化及び生活造形に関する科目、生活科学専攻に健康形成、健康管理、生活環境及び地域環境に関する科目を、それぞれ設置している。いずれの研究科における専攻も、1年次にコースワークで研究の土台を築き、2年次にコースワークとともに研究テーマに応じたリサーチワークを実施することで、段階的に研究活動に取り組めるようにしている。

こうした各授業科目と学位授与方針との関連については、シラバスに明示しているほか、カリキュラム・マップを通じて学生がカリキュラムの体系的性・順次性を確認できるようにになっている。

以上のことから、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育を体系的に編成しているといえる。

③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行って

いること。

大学の教育理念を実現するうえでの根幹となる資質を身につけるため、講義科目においては「ディスカッション」や「ディベート」を採り入れるなど、授業形態、授業方法を工夫している。また、学則等の定めに基づきオンデマンドの授業を実施し、授業用の共有ディスカッションスレッドを利用するなど、ICTの活用も行っている。

授業の目的を効果的に達成できるようにするため、基礎科目においてプレイスメント・テストやアチーブメント・テストを導入し、習熟度別でクラス分けをしているほか、全ての授業科目において、学生が教員と直接やり取りできる複数のICTツールや、授業評価アンケート等を導入して、学生が意欲的かつ効率的に学習できる環境を整えている。一方で、前回の大学評価時に改善課題として指摘した、1年間に履修登録できる単位数の上限緩和措置については、その前提となる成績評価の適正化に向けた取り組みを開始しており、上限を超えて履修登録を行っている学生の人数は減少している。しかしながら、緩和の基準となる成績には変更がなく、依然として上限緩和の対象者が多数に上っているため、対象者数の適正化に向けた更なる取り組みが望まれる。

④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

成績評価及び単位認定等については、大学と大学院それぞれの学則及び修学規則に定め、学部は『CURRICULUM BOOK』、大学院は『大学院要覧』を通じて、学生に明示している。各授業では、授業担当者がシラバスに到達目標・成績に関わる評価項目及びその割合を明示して評価を行ったうえで、単位を認定している。同一科目を複数の教員が担当する場合の成績評価については、公平性を担保するため、各科目の統括教員を通じて共通理解を図っている。なお、成績評価に対して異議がある場合、学生は総合学生支援センター事務課を通じて申し立てることができる。

既修得単位等の認定については、学部は学則、大学院は「広島女学院大学大学院単位互換の実施に関する規程」にて、適切に定めている。

学位授与及び卒業認定は学則、授与する学位は「広島女学院大学学位規程」にそれぞれ定めており、『CURRICULUM BOOK』を通じて学生に明示している。大学院では、修了要件を大学院学則、授与する学位を「広島女学院大学大学院学位規程」に定め、『大学院要覧』を通じて学生に明示している。また、学部・研究科のいずれにおいても、それぞれ「学務委員会」や「研究科委員会」での審議をはじめとした、学則等に定めた手続を経たうえで、最終的に学長が学位授与の可否を決定しており、適正に学位を授与している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

学習成果を把握するために「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシ

一)」(以下「アセスメント・ポリシー」という。)を定め、3つの方針に基づき、学部では「大学」「学部・学科」及び「科目」の3つのレベルで、研究科では「大学院」及び「研究科」の2つのレベルで指標を設け、評価指標・方法を設定している。

学習成果を把握・評価する方法については、科目レベルでは受講科目ごとのルーブリック評価や授業評価アンケート等を、学生による自己評価として実施している。学部・学科レベルでは授業科目を学位授与方針と関連付け、学位授与方針別のGPAや単位取得情報等を通じて把握している。学部・学科横断的なレベルでは外部アセスメントテストのなかで、「大学全体のディプロマ・ポリシー」に関する達成度を測る質問を設けて、測定している。研究科については、前回の大学評価時の改善提言を踏まえ、「履修科目の成績評価」「論文作成のプロセス」及び「学位論文」の3点をもとに学習成果を把握・評価するとともに、『大学院要覧』を通じて把握方法や評価基準を学生に明示している。また、「論文作成のプロセス」においては「ディプロマ・ポリシー・チェックシート」を設けて、学生の学位授与方針の達成度合いを指導教員と学生がともに把握できるようにしている。

把握・評価した学習成果として、各種委員会がテーマ別アンケート調査結果を集計・分析したデータや、「学修成果可視化システム」を学内サイトから確認できるようにしており、学部・学科レベル、教員レベルで、教育及び学生支援の改善に取り組めるようにしている。そのほか、学習成果の諸情報を1つにまとめた「卒業時達成度の記録(ディプロマサプリメント)」を卒業時に発行し、学生へ付与するなどの取り組みを行っている。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているといえる。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

大学レベルの点検・評価については、「自己点検・評価委員会」のものと「教育・研究評価小委員会」が取りまとめた報告を踏まえ、「2 内部質保証」評価項目①で既述した大学全体の内部質保証システムに基づき毎年度の点検・評価を行うとともに、改善策を策定している。学部・学科レベル、科目レベルの点検・評価については、「学務委員会」を中心に組み組んでおり、カリキュラムに関する諸事項について審議したうえで、全学教授会に必要事項を提案しているほか、毎年度、「学務委員会」より各学科に次年度開講科目の確認・検討を依頼し、各学科でカリキュラムの編成を確認している。研究科については、毎年度、「研究科委員会」が開講科目及びカリキュラム編成の確認をすることで、改善・向上に取り組んでいる。しかしながら、学部及び研究科それぞれで把握した学習成果や、外部アセスメントテストの提供企業から講師を招いて受けた教育に関する客観的な評価や改善点に関する提言は、教員レベルでの活用にとどまっ

ており、組織レベルでは十分な活用に至っていないため、全学的な取り組みとすることが望まれる。

改善に向けた取り組みについては、アセスメント・ポリシーに示した指標の見直しについて検討を行っているものの、教育課程の編成・実施方針の指標に含まれている「課外活動状況」及び「学科内活動状況」の適切性に関する検証がなされていないため、今後の取り組みに期待したい。

5 学生の受け入れ

【評定：C】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平・公正に実施していること。

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、学位授与方針を踏まえつつ、学士課程・修士課程ごとの特性に応じて、学科・研究科単位で設定している。また、学生の受け入れ方針に基づき学力の3要素の評価比重を定めることで、「オープンセミナー入試」や「自己アピール入試」「一般選抜入試」をはじめとする入学者選抜方法と、学生の受け入れ方針との対応を学科別に要素ごとで示し、整合性を保っている。これらは大学ホームページや入学試験関連資料にて公表しており、志願者に対して明確な情報提供を行っている。

入学者選抜については、学長を委員長とする「入試委員会」に加え、「入試実行委員会」が中核となって、公平・公正に実施する体制を整備している。試験成績を厳密に管理するため、合否判定は個人情報に伏せた資料に基づいて全学教授会が行い、最終決定を学長が下すことで、恣意性の排除を図っている。さらに、障がい等により特別な配慮を必要とする志願者には、事前相談体制を設けて個別対応を実施している。大学院については、学長・副学長・研究科長らによる「入試委員会」や、各研究科の専門科目を担当する専任職員からなる「研究科委員会」で選抜方針を定め、多様な志願者に対応した入学者選抜制度を整備している。特に「海外在住外国人特別入試」においては、オンライン口述試験を実施するなど柔軟な対応をしている。

以上より、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度・運営体制を適切に整備し、公平・公正な入学者選抜を実施しているといえる。

- ②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

学部・学科及び研究科・専攻ごとに入学定員を設定し、在籍学生数を管理している。ただし、学士課程においては入学定員と収容定員の両方に、研究科においては収容定員の充足に課題がみられる。

この状況を受け、学部・学科においては、過去の入学手続率や辞退率の分析に基づいて入学者数の調整を行うとともに、2024 年度には学長の指示でワーキンググループを設置し、点検・評価結果や外部の機関の意見を踏まえて 2026 年度の定員削減を決定した。また、大学院においては、内部進学希望者向けの説明会の開催や、留学生・社会人を対象とした 9 月入学制度の整備等、多様な学生確保に向けた取り組みを進めている。

以上のように、学生確保に向けてさまざまな対策を講じているものの、学士課程及び大学院課程ともに定員管理に課題があるため、引き続き改善に向けた取り組みを実施していくことが求められる（是正勧告 1、改善課題 2 参照）。

③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

入学者選抜結果やオープンキャンパスのデータをもとにして、「入試委員会」が試験科目の見直しや選抜方法の追加等、課題の把握と制度改善を進めている。さらに、学生の受け入れに関わる状況について、「自己点検・評価委員会」のもとに置かれる「アドミッション評価小委員会」が取りまとめた報告を踏まえ、「2 内部質保証」評価項目①で既述した大学全体の内部質保証システムに基づき点検・評価を行うとともに、改善策を策定している。

改善・向上の取り組みの実例としては、学生確保を最重要課題とし、新たな入学者選抜方法として「探究学習入試」や編入学試験制度、9 月入学制度の導入等、入学者選抜制度の再編を行ったことがあげられる。そのほか、外部機関の助言を受け、大学ホームページや SNS の活用、訪問する高等学校の見直し、キャッチコピーの作成、イベントの拡充等、多面的な広報戦略を展開したことや、高等学校との連携強化、留学生特別試験の整備等を図ったこともあげられる。

以上のように、学生の受け入れに関わる状況について、定期的に点検・評価を行い改善策を講じる体制を整えているといえる。

6 教員・教員組織

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に基づき、求める教員像と教員組織の編制方針を定めている。教員組織については、主要科目を専任教員が担当し、他の科目には専門性に応じて兼任教員を配置するなど、それぞれの「教育課程の目的」を達成するための編制を行っている。「教学補助者」については、スチューデント・アシスタント（以

下「SA」という。)及びティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)の制度を整備している。くわえて、教育研究活動における教員と職員の職務については、学則において明文化し、各種委員会は教員と職員とで構成・運営することで、協働・連携を図っている。

教員組織に関しては、2025年3月に予見できない退職人事が発生し、2025年5月1日の段階で大学設置基準より1名不足した状態となっていたが、2025年9月1日付けで特任教授を採用したことによって、不足は解消している。2024年度も教員の不足が起こっていたことから、2026年度からの基幹教員制導入に向けて、教育の質を担保できるよう、慎重な検討が望まれる。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

教員の募集、採用、昇任については、規程等に基準と手続を定め、公正性に配慮して人事を実施している。採用・昇任の際には、教育歴、研究業績、学位等を数値化して評価し、「全学人事委員会」での審査・議論を経て最終決定をしている。また、採用では公募を原則としていることに加え、昇任にあたっては統一様式を用いて業績評価することで、透明性と客観性を担保している。さらに、年齢構成や性別の多様性にも配慮しているが、教員の年齢構成に若干の偏りがあるため今後の採用で調整するとしている。2024年度時点で教員の男女比はバランスがとれており、外国人教員も配置している。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

「FD委員会」を中心として、FD活動に組織的に取り組んでおり、教員の教育能力の向上と教育内容・方法の改善に努めている。「FD・SD研修会」については、授業改善や学生支援、研究支援等、多様なテーマを取り上げて開催している。

また、教員個人が自身の教育改善活動についてPDCAサイクルを回すことを可能とするため、2023年度からは教員それぞれの教育理念、教育方法、授業改善に向けた取り組み等を記載した「ティーチング・ポートフォリオ」を導入している。授業評価アンケート項目の「授業に対する総合的な満足度」の全学平均値では、直近数年間高得点を維持しており、上記の取り組みの成果を見ることができる。研究活動の活性化に向け、科学研究費補助金の獲得を支援する研修や、共同研究に関する大学院固有のFD研修、「総合研究所」による支援体制、大学独自の学内研究助成制度を整備し、科学研究費補助金の申請・採択の増加や社会貢献等の諸活動の活性化を目指している。

「教学補助者」に対しては、資質の養成や向上を図るため、定期的な研修を行うこととしている。

- ④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「全学人事委員会」が、専門領域や年齢、性別等を含めて全学的な視点から教員構成に関して点検・評価し、教育理念に即した人員配置となるよう検討している。また、「全学人事委員会」からの報告を踏まえて、「2 内部質保証」評価項目①で既述した大学全体の内部質保証システムに基づき点検・評価を行うとともに、改善策を策定している。これらの点検・評価の結果は、教員人事の方針見直しのほか、教育研究活動の改善・向上に関する「FD委員会」や研究支援部門等の取り組みにも反映している。

以上のように、教員組織に関する点検・評価を定期的実施しているといえる。ただし、直近数年間は「自己点検・評価委員会」のもとに設置すると定める「教員評価委員会」を開催していないため、適切な教員評価制度の整備が望まれる。

7 学生支援

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において「学生支援に関する方針」を明示したうえで、学生の修学支援、生活支援及び進路支援に取り組んでいる。

修学支援、生活支援を担当する組織として「総合学生支援センター」を設け、教務担当、学生支援担当の職員を配置している。また、「総合学生支援センター」のもとに、「国際交流センター」や、学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようにするための「アカデミック・サポート・センター」等を設置しており、後者には修士の学位を取得している職員も配置するなど、包括的な学生支援を行うための体制を整備している。くわえて、学生支援に関する情報については、ポータルサイトを通じて網羅的に提供している。

修学支援に係る具体的な取り組みの1つとして、指導教員によるチューター制度を導入するなど、学生の状況に応じ、関係教職員が連携して行っている。そして、チューター面談等によって、学習の継続に困難を抱える学生や、退学の可能性がある学生の実態把握に努め、学生支援を行っている。また、チューター教員による定期面談だけではなく、総合学生支援センター事務課職員による「1年生全員面談」やキャリア支援課職員による個別面談等の実施、学習の継続に困難を抱える学生に対する支援を通じて、学生の個別的な課題に応じるなどのきめ細かな支援を行っている。そのほか、2016年に「障がいと理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を策定し、障がいのある学生に対しての支援も行っている。

経済的支援については、入学時の成績・入学者選抜形態に応じた授業料減免制度や学

内外の奨学金制度を設けている。従来までの奨学金制度に加え、大学独自の授業料減免制度を新たに導入したこともあって、制度の利用者が2022年から増加しており、学生の実態に応じた支援を行っているといえる。

進路支援については、「キャリア支援委員会」及びキャリア支援課が主導し、学科教員と連携しながら全学的に行っている。大学院学生の進路支援は、教員が個別に行っている。

そのほか、学生の地域連携活動やボランティア活動に関する支援を「研究支援・社会連携センター」が担当している。また、正課外のボランティアのうち、学科の専門分野に関連するものは、教員が指導・支援している。

以上のように、学生支援に関する方針に基づいて、学生支援の体制を整備し、修学支援、生活支援、経済的支援、進路支援等の各種学生支援を概ね適切に行っているといえる。

②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「修学支援及び生活支援」は「学務委員会」及び「総合学生支援センター事務課」が、「学生の心身の健康、保健衛生等」は「健康管理センター」及び「障がい学生高等教育支援室」が、「進路支援に関わる事項」は「キャリア支援委員会」が中心となって、点検・評価している。その際、成績評価、単位取得状況、出欠状況、補習受講状況、就職率、実就職率及び就職ガイダンスやセミナーの出席状況を確認し、課題を把握している。また、各部局からの報告等を「自己点検・評価委員会」のもとに置く「学生支援評価小委員会」が取りまとめ、それを受けて「2 内部質保証」評価項目①で既述した大学全体の内部質保証システムに基づき点検・評価を行うとともに、改善策を策定し、関係する委員会・部局にて改善に取り組んでいる。

点検・評価の結果を踏まえた改善・向上に向けた取り組みについては、「内部質保証委員会」が策定する改善策をもとに実施している。具体的には、「学修の継続が困難な学生への支援強化」として、「学務委員会」及び「総合学生支援センター事務課」が、成績評価、単位取得状況、出欠状況、補習受講状況等から学部・学科による支援が必要な学生を確認し、情報の共有及びチューター面談等の依頼を行っている。そして、面談結果から把握した個別の学生の状況を踏まえ、学習継続に向けた支援として、入学前プログラムの強化、学科横断プログラム、転学部・転学科の見直し等に取り組んでいる。そのほか、各担当部局が「教職員協働によるキャリア教育・キャリア支援」「中等教職課程の学生に対するキャリア支援」及び「障がいのある学生に対する支援体制の強化」に関する改善・向上にも取り組んでいる。また、こうした取り組み以外にも、各部局において学生の状況把握に努めながら、学生支援の改善に取り組んでいる。

8 教育研究等環境

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

教育研究等環境の整備については、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」のなかで「教育研究等環境の整備に関する方針」を定めており、学生の学習環境や教員の研究環境の整備、維持に関して中期計画に基づき管理するとしている。また、本方針は、チューター制度やT A制度等の学生の学習環境に関する支援や、外部資金獲得への支援等の教員の研究活動に関する支援について、ハード面のみならずソフト面の環境整備についても含むものである。

ネットワーク環境等整備は、「情報管理センター」や総合学生支援センター事務課、総務課が連携して行っている。また、I C T環境に関わる技術的支援は、情報管理センターが対応している。情報倫理については、「情報セキュリティポリシー」のもと、「情報セキュリティに関するガイドライン」を定め、学生及び教職員へ周知し、遵守を求めている。くわえて、学生に対しては情報リテラシーに関する必修科目を設定し、情報倫理教育を行っている。

以上のように、教育研究等の環境整備については、全学的な方針に基づき適切に行っているといえる。

- ②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

「広島女学院大学図書館規程」及び「広島女学院大学図書委員会規程」に基づき、「図書委員会」を設けて図書館の管理運営をしており、教育研究に十分な学術雑誌や電子ジャーナル、視聴覚資料等を体系的に整備している。

図書館サービスを提供する体制として、担当職員が専任、嘱託及び派遣職員の混成であるものの、過半が司書資格を有しており、専門的な知識を持つ職員で構成しているといえる。

図書館内は閲覧座席のほか、個人用ブースやグループ演習室、プレゼンテーションルーム、絵本の部屋、まんが図書室等、多様な学習スタイルに対応した施設環境となっている。図書館の利用を促進する取り組みとしては、1年次の必修科目のなかで「初年次図書館ガイダンス」を実施するとともに、2年次以上の学部学生に対しては「論文検索ガイダンス」を行っている。また、「英語多読マラソン」等のイベントや、授業と連携した特別展示の企画も実施している。さらに、司書課程を受講中の学部学生から募った図書館ボランティアスタッフが書架整理業務や図書館主催のイベントに関わるなど、学生との協働を意図した取り組みも行っており、多角的に図書館利用の促進を図っている。

以上のように、図書及び学術情報の体系的な整備や学術情報サービスを提供する体制を整え、適切かつ多様な施設環境の確保を行うとともに、その利用促進のための取り組みを行っているといえる。

- ③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき「大学職員の出校・担当時間数・研究日・他大学出講及び長期研修等に関する内規」を定め、専任教員に対し研究費の支給や個人研究室の確保、教員の担当授業時間への配慮や研究日の設定等を通じて、研究時間の確保を行っている。また、研究支援・社会連携センター事務課と「総合研究所委員会」を中心に、外部資金獲得に向けた支援や、若手研究者の科学研究費補助金の申請を促す取り組みを行っている。

研究倫理・不正防止については、研究費の取り扱いに関する規程や研究データの保存等に関する指針等を策定し取り組んでいる。研究倫理の遵守については、全教員及び大学院学生に「研究倫理eラーニング」の定期的な受講を義務付けるとともに、大学院学生に対し研究倫理に関する説明会を実施している。

- ④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究等環境について、全学的には「自己点検・評価委員会」のものの「教育研究等環境・財務評価小委員会」が取りまとめた報告を踏まえ、「2 内部質保証」評価項目①で既述した大学全体の内部質保証システムに基づき点検・評価を行うとともに、改善策を策定している。図書館、学術情報サービスに関しては、「図書委員会」及び図書課が、研究活動に関しては、「総合研究所委員会」及び「研究支援・社会連携センター」が点検・評価しており、改善・向上に向けた多くの取り組みを、関連部局及び委員会において策定した計画に基づき実施している。具体的な改善・向上の取り組みとしては、各建物における車いすの整備やバリアフリー対応、情報機器の改善、無線LAN環境の整備等の実例がある。図書館サービスについては、図書館職員が中心になって学生利用状況より課題を抽出し、学生と協働して展示の工夫やイベントを実施するなど、利用促進を図っている。研究活動については、倫理審査に関する知見交流を十分に図るため、「総合研究所」が「FD委員会」と連携して新たに研修を実施している。ただし、各部局のPDCAと全学的な内部質保証システムとの連携は不十分であるため、各部局の計画策定や点検・評価を、「自己点検・評価委員会」及び「内部質保証委員会」が集約できる体制の構築が求められる。

9 社会連携・社会貢献

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

「広島女学院大学の諸活動に関する方針」の一部をなす「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、「研究支援・社会連携センター」が中心となって地域社会との連携強化を図っている。

具体的には、地方自治体・団体等と連携協定を締結して、さまざまな地域連携活動を行っているほか、寄附講座をはじめとする正課教育及び課外活動にこれらの連携活動を取り入れている。また、「広島女学院大学公開セミナー」の開催、広島市と「教育ネットワーク中国」が主催する「シティカレッジ」への講師派遣等、教育研究成果を社会へ還元する機会を設けている。さらに、正課教育であるライフキャリア科目の「ボランティア活動」を通じて、ボランティアに関わる基礎知識を学生に修得させるほか、正課の科目内で学部・学科の垣根を越えて地元の名産品を使った商品開発を行うなど、関連する研究を行う教員の支援のもとで、学生が主体的に地域社会に関わり社会に貢献する力を養いながら、学びを実践している。このほか、産学連携にかかる活動等、理念・目的に基づいて多様な取り組みを行っている。

これらの社会連携・社会貢献に関する活動については、ポータルサイトを通じて学内へ周知をし、学生の主体的な参加を促進する体制を整えている。くわえて、学生もこれを積極的に活用して社会連携・社会貢献活動に参加していることから、これらの取り組みは高く評価できる（長所1参照）。

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

社会連携・社会貢献に関わる事項の定期的な点検・評価については、「研究支援・社会連携センター」や「自己点検・評価委員会」のもとに置かれる「社会連携・社会貢献小委員会」が報告を取りまとめ、それを受けて、「2 内部質保証」評価項目①で既述した大学全体の内部質保証システムに基づき点検・評価を行うとともに、改善策を策定している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの例としては、「研究支援・社会連携センター」を設置したことがあげられる。同センターを設置し、「総合研究所」の産学官連携に関する機能、「地域連携センター」及び「ボランティアセンター」の機能を統合して業務を一元化したことで、教員及び学生への地域連携情報の効率的な情報発信、連携体制の構築が可能になり、評価項目①に既述したような特筆すべき取り組みへとつながっている。また、教員の事務的な負担も軽減することができている（長所1参照）。一方で、業務の一元化により取り扱う内容が広がっていることから、規程の

整備等、今後当該センターを継続的に機能させていくための仕組みについて検討することが望まれる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

管理運営に関する方針は、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」のなかで示し、『CURRICULUM BOOK』や大学ホームページを通じて、教職員、学生及び社会に公開している。大学運営に関わる組織については、役職者や組織等の権限及び役割を各種規程に定めている。そのうえで、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に沿って、学長の意思決定を支える「学長室会議」及び最高審議機関である「大学評議会」に加え、「全学人事委員会」「広報委員会」等を設置して、大学運営を行っている。また、最高意思決定機関である理事会と、理事長の諮問機関である評議員会において重要事項を審議するとともに、毎年度、事業計画とその執行状況をこれらの機関が確認することで、適正な法人運営を行っている。

学長の権限については、「学校法人広島女学院寄附行為施行細則」に、学長の職務については、「管理者等の選任及び職務に関する規程」に規定している。副学長、学部長、研究科長、大学宗教委員長等の部局長及び学科長の選任・職務についても、規程を整備している。また、大学における意思決定は、全て学長が行うことになっており、各種委員会で学長が議長となることで大学の重要事項を決定している。理事長の職務・権限及び選任については「学校法人広島女学院寄附行為」及び同寄附行為施行細則に定めている。意思決定・業務執行に対する監査機能を整備したうえで、経営面では理事長ガバナンス、教学面では学長ガバナンスによって、大学を適切に運営している。くわえて、2025年4月に施行された改正私立学校法に関して、理事・理事会や監事、評議員・評議員会の権限等の変更についても適切に行っている。

以上のことから、規程等で権限や役割を明示したうえで、学長をはじめとする所要の職や組織を設けて大学を運営し、大学を設置・管理する法人を適切に運営しているといえる。

- ②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

予算編成については、各部局等から提出された予算要求に基づき、学長をトップとする協議の場において、既存事業等の見直しを含めた査定を実施し、それを踏まえて行っ

ている。成立した予算は、各部局等の予算責任者が把握・管理したうえで、決裁権限に基づく支出申請承認を経て執行し、その後経理責任者が総括管理を行っている。また、総務課（会計担当）が月ごとの予算執行状況を把握し、必要に応じて予算の修正を行っている。

以上より、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

「入試・広報センター」「宗教センター」、図書館、キャリアセンター等に必要な事務局を置き、適切な人員を配置している。教職協働については、大学事務局を除く事務組織の統括者に教員を配置することにより、各事務部門と教員との間の意思疎通を図るなど、円滑な業務運営を可能としている。

人事考課については、毎年度、職員の自己申告に沿って、各課長等へヒアリングを行い、個別の職員ごとに状況を把握し、昇任や人事異動等のキャリア形成に反映させている。それらの人事に関する制度については、大学の設置者変更に伴いあらためて検討していくことになっている。

スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）に関しては、「広島女学院大学SD実施方針」に基づいて毎年度年間計画を作成し、計画的に実施している。事務職員、技術職員のほか専任教員を対象とし、学内研修と学外研修会への派遣を柱に、全員研修、階層別研修、業務別研修及び職場（課等）研修を実施している。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他の大学運営に必要な組織を設けて人員を配置しており、組織が機能しているといえるが、人事に関する制度については、新しい設置者のもとでも適切に運用されるよう、あらためて整える必要がある。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

大学運営の適切性については、毎年度、「自己点検・評価委員会」のものの「教育研究等環境・財務評価小委員会」が報告を取りまとめ、それを受けて、「2 内部質保証」評価項目①で既述した大学全体の内部質保証システムに基づき点検・評価を行うとともに、改善策を策定している。監査については、監事、内部監査室及び監査法人の三様監査体制を構築し監査を実施している。監事監査は、監査計画を立案して計画的に実施しており、1年間の監査状況を理事会に報告している。内部監査は、「内部監査規程」に基づいて監査計画を作成し、理事会の承認を得たうえで計画的に実施するとともに、5月の理事会で監査の実施状況を報告している。監査法人による監査では、理事長、院長、各校部の長等へヒアリングをするとともに、年間を通じて実査を行い、決算後に理

事長、監事及び事務局長に報告している。

監査結果や点検・評価の結果に基づく改善・向上に関する事例としては、各年度の事業計画についても、中期計画と同様に数値による管理や評価ができるように、事業の計画立案及び点検・評価方法の見直しを図ったことや、PDCAサイクルについて理解を深めるための外部研修へ、一部の教職員を派遣したこと等があげられる。

以上のことから、大学運営の適切性を点検・評価するとともに、法令に基づく監査及び内部監査を実施しているといえる。

(2) 財務

【評定：C】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

2018年度から2022年度までの「第2次中期計画(2018年度～2022年度)」において、法人全体、大学部門ともに経常収支差額を均衡以上とすることを目指し、それを受けて策定した2023年度から2027年度までの第3次中期計画のなかで、目標達成に向けて具体的な行動計画を策定している。同計画の重点目標である安定した財政基盤の構築については、その実現のため、「人件費と教育研究費を適切な水準にする」「業務・組織のスリム化を図り、職員数の適正な人員配置管理を行う」及び「外部資金の獲得を推進する」の3点を示している。具体的な達成目標の指標としては、人件費比率、教育研究経費比率及び外部資金の獲得額等の5点を掲げている。また、同計画の最終年度である2027年度に向けて、事業活動収支差額の改善、外部負債の減少を図るための財政シミュレーションを作成し、各年度の計画数値を明確化している。

以上のことから、中・長期の財政計画を策定している。しかしながら、実態は入学者数の減少に伴う経常収入の減少に対し、人件費及び経費の削減が十分に進まず、収支改善に向けた行動計画が当初計画どおりに進捗していない状況にある。2026年度から入学定員の削減を決定しており、引き続き入学者数や収支動向の変化を踏まえた財政計画の見直しを行うとともに、その内容を確実に実行していくことが強く求められる。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

財務関係比率については、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体及び大学部門ともに人件費比率が高く、事業活動収支差額比率は概ねマイナスで推移しており、特に大学部門では学生生徒等納付金の減少が続いていることから支出超過額が大きくなっている。また、貸借対照表関係比率については、純資産構成比率及び流動比率が同平均を下回っている。「要積立額に対する金融資産の充足率」についても著しく低い水準で推移しており、「事業活動収

入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」も年次的に増加している。こうしたことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤を確立しているとはいえない。財政状況の改善に向けて、入学者数の確保や人件費及び教育研究経費を適切な水準にするなど、第3次中期計画に掲げた目標を収支動向の変化等に即して見直し、確実に実行することが強く望まれる（是正勧告2参照）。

外部資金の獲得については、第3次中期計画において達成目標を掲げ、寄付金の安定的な獲得のため、多くの支援を得られるよう募集方法等の体制を整えていることから、引き続き取り組むことで、積極的な外部資金の受け入れにつなげることが期待される。

以上

広島女学院大学
広島女学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
大学基礎データ
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	広島女学院大学学則
	広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程(2024年度以前)
	広島女学院大学大学院学則
	広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程『Curriculum Book 2024』
	『大学院要覧 2024』
	建学の精神、教育理念
	学部・学科の人材養成に関する目的と教育研究上の目的
	研究科・専攻の人材養成に関する目的と教育研究上の目的
	『大学案内 2025』
	第2次中期計画(2018-2022)
	第3次中期計画(2023-2027)
	2024年度第8回大学評議会記録
2 内部質保証	広島女学院大学の諸活動に関する方針
	広島女学院大学内部質保証委員会規程
	2022年度第2回内部質保証委員会記録
	2022年度内部質保証委員会メール審議資料
	2023年度第1回内部質保証委員会記録
	2022年度第2回大学将来計画委員会議事録
	2023年度第2回内部質保証委員会記録
	2023年度第3回内部質保証委員会記録
	2024年度第2回内部質保証委員会記録
	「2022年度自己点検・評価及び2023年度内部質保証活動について」
	広島女学院大学に対する改善報告書検討結果
	教育情報の公表
	学校法人 広島女学院大学 財務情報について
	「学生による授業評価」アンケート調査
3 教育研究組織	宗教センター
	チャペルだより第211号(2024.4.1) 2024年度前期チャペル表
	「大学における障害学生支援に関する情報交換会」開催案内
	広島女学院大学総合研究所規程
4 教育・学習	シラバス
	広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程(2025年度以降)
	カリキュラム・ポリシー
	卒業判定資料(資格取得者)(2023年度第12回全学教授会資料)
	2023年度第10回全学教授会記録
	2024年度第2回合同研究科委員会記録
	2024年度第1回内部質委員会資料[別紙2]「伝える力」に関する調査報告書(2024年度)
	2024年度学暦・行事予定表
	広島女学院大学修学規則

広島女学院大学

	2024 年度第 5 回全学教授会資料
	自己評価システム活用及び入力について
	オリエンテーションプログラム
	学生支援のてびきー チューター・ゼミ担当のてびきー
	2024 年度版 新教務関係資料 017 号
	2023 年度学生による授業評価アンケート集計結果報告書
	英語能力資格取得に関する単位認定規程
	広島女学院大学学位規程
	人文学部卒業論文規程
	人間生活学部卒業論文規程
	広島女学院大学大学院学位規程
	広島女学院大学大学院言語文化研究科 修士論文提出に関する手引き
	広島女学院大学大学院人間生活学研究科 修士論文提出に関する手引き
	アセスメント・ポリシー
	卒業時アンケート報告書（2023 年度）
	2021 年度第 2 回 F D 研修会資料
	2020 年度入学生学習成果評価ダッシュボード（全学科）
	ティーチング・ポートフォリオ
	「卒業時達成度の記録」（ディプロマサプリメント）
	広島女学院大学学務委員会規程
	2024 年度第 8 回言語文化研究科委員会記録
	2024 年度第 11 回人間生活学研究科委員会記録
	2024 年度第 1 回内部質保証委員会記録
	2023 年度第 2 回 F D ・ S D 研修会(GPS-Academic 受検結果報告)
	2022 年度第 2 回大学将来計画委員会資料
	2021 年度第 14 回学務委員会記録
	2022 年度第 3 回学務委員会記録
	2022 年度第 4 回学務委員会記録
	2023 年度第 8 回学務委員会記録
5 学生の受け入れ	広島女学院大学大学院学生募集要項 言語文化研究科
	広島女学院大学大学院学生募集要項 人間生活学研究科
	アドミッション・ポリシー
	2025 広島女学院大学入試ガイド
	入学者選抜方法ごとの学力の 3 要素の評価比重
	2025 年度総合型選抜入試ガイド
	広島女学院大学入試委員会規程
	広島女学院大学入試実行委員会規程
	広島女学院大学大学院入試委員会規程
	広島女学院大学大学院学生募集要項 言語文化研究科 海外在住外国人特別入試
	広島女学院大学大学院学生募集要項 人間生活学研究科 海外在住外国人特別入試
	入試情報
	2024 年度第 10 回大学評議会資料
	2023 年度第 2 回言語文化研究科委員会記録
	2023 年度第 2 回人間生活学研究科委員会記録
	2024 年度第 11 回入試委員会記録
6 教員・教員組織	教員ハンドブック
	広島女学院大学教育職員任用規程
	就業規則
	大学職員の出校・担当時間数・研究日・他大学出講及び長期研修等に関する内規
	事務組織規程
	広島女学院大学学則（2025 年 4 月 1 日施行）
	広島女学院大学スチューデント・アシスタント（SA）に関する規程
	広島女学院大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程
	広島女学院大学全学人事委員会規程
	広島女学院大学大学院研究科委員会規程
	広島女学院大学大学院研究科委員会教員審査小委員会内規

広島女学院大学

	論文等の評点基準
	広島女学院大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程
	2024 年度第 1 回教職FD研修会次第
	2024 年度第 1 回大学院固有FD研修会の開催について（ご案内）
	2024 年度第 2 回FD研修会の開催について（ご案内）
	広島女学院大学学術研究助成規程
	2023 年度第 11 回大学評議会記録
	2023 年度 ASC 年次報告書
7 学生支援	2024 年度第 9 回全学教授会（報告 17）
	ポータルサイト学生ログイン画面
	HJU Hand Book
	2023 年度 ASC 年次報告書
	2023 年度第 8 回学務委員会資料
	2023 年度第 1 回共通教育委員会議事録
	2024 年度第 14 回学務委員会記録
	転学部・転学科 出願要項
	広島女学院大学キャリア支援委員会規程
	広島女学院大学キャリアセンター利用規程
	2024 年度ガイダンス・セミナー日程一覧表
	キャンパス・ハラスメント対策ガイドライン
	情報セキュリティポリシー
	情報セキュリティに関するガイドライン（役員、教職員、非常勤講師向け）
	情報セキュリティに関するガイドライン（学生向け）
	ソーシャルメディア利用に関するガイドライン
	2022 年度第 6 回学務委員会記録
	2023 年度第 10 回全学教授会記録
	2024 年度第 1 回教職FD研修会次第
	広島女学院大学全学障がい学生支援委員会規程
8 教育研究等環境	授業等における生成AIの使用に関するガイドライン
	広島女学院大学図書委員会規程
	2024 年度第 3 回全学教授会資料〔報告 9, 10〕
	広島女学院大学における公的研究費の不正防止計画
	広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針
	広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程
	広島女学院大学における研究費の取扱いに関する規程
	広島女学院大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則
	研究活動における不正行為への対応等に関する規程
	研究データの保存等に関する指針
	内部監査規程
	広島女学院大学倫理審査委員会規程
	広島女学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程
	2024 年度版新教務関係資料 19 号
	2023 年度図書館利用統計
	2021 年度第 6 回FD研修会プログラム
	2024 年度第 2 回FD研修会プログラム
9 社会連携・社会貢献	地域連携関連の協定書・覚書
	2023・2024 年度るうてる食堂女学院ごはんについて
	管理栄養学科ニュース（るうてる食堂クレヨンで「広島女学院ごはん」を提供しました）
	「【夏の夜、祈りと平和タベ】2024 年 8 月 5 日（月）開催）英語ガイドボランティア養成セミナー」（英語でおもてなしプロジェクト）実施報告書
	株式会社イネサスによる広島女学院大学での講義実施について
	2024 年度第 41 回公開セミナー
	シティカレッジ 2024
	こども食堂でしまなみリーフを使った献立を提供！
	ひろしま地域食材PR促進事業進捗状況報告、新聞記事

広島女学院大学

	キャンパスニュース No.200
	学生ボランティア・社会連携活動の支援
	2024 年度第 1 回内部質保証委員会〔別紙 4, 5〕
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	第 3 次中期計画 (2023-2027)
	第 1 回教職員全員総出会議参加アンケート
	管理者等の選任及び職務に関する規程
	管理者選考に関する細則
	管理者候補選考委員選出要領
	学校法人広島女学院寄附行為施行細則
	広島女学院大学教職員職務規程
	全学教授会及び学部教授会の審議事項に関する規程
	学校法人広島女学院寄附行為 (2024 年 4 月 1 日施行)
	広島女学院内部通報に関する規程
	学校法人広島女学院寄附行為 (2025 年 4 月 1 日施行)
	広島女学院大学 S D 実施方針
10 大学運営・財務 (2) 財務	第 3 次中期計画 (2023-2027) ・ 2024 年度事業計画【法人】

広島女学院大学

広島女学院大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	チャペルだより第 211 号「2024 年度前期チャペル表（4 月～7 月）」
	チャペルだより第 212 号「2024 年度後期チャペル表（9 月～2025 年 1 月）」
	2022 年度第 3 回大学将来計画委員会議事録
	2022 年度第 3 回大学将来計画委員会資料【別紙 1-1～1-3】
	第 210 回理事会記録
	2022 年度第 4 回大学将来計画委員会議事録
	2022 年度第 8 回大学評議会記録
2 内部質保証	2024 年度改善課題一覧
	2022 年度第 1 回内部質保証委員会記録
	2023 年度第 2 回内部質保証委員会資料（別紙 1）
	2024 年度第 2 回内部質保証委員会資料（別紙 1）
	2024 年度第 3 回内部質保証委員会記録
	2024 年度第 3 回内部質保証委員会資料（別紙 5～7）
	2021 年度第 4 回全学人事委員会記録、別紙
	2025 年第 4 回大学評議会記録
	2025 年度第 4 回大学評議会（別紙 3）
3 教育研究組織	定員削減・改組ワーキンググループ
	2025 年度臨時大学評議会記録、別紙 1
	新カリキュラムプロジェクトチーム
	新学部学科プロジェクトチーム
	日本語別科進捗状況報告
4 教育・学習	2025 入学前プログラム冊子（児童教育）2024 年度全学教授会（2024 年 10 月 23 日）
	学問サキドリプログラム Web サイト
	2025 前期 GP 分布の評価
	管理栄養学科における年間履修登録 50 単位以上の人数・割合
	2018 年度第 4 回大学評議会記録（20180710）
	2018 年度第 5 回大学評議会記録（20180904）
	2018 年度第 6 回言語文化研究科委員会資料（報告 1）0912
	2018 年度第 6 回人間生活学研究科委員会資料（報告 1）0912
	2024 年度第 8 回言語文化研究科委員会記録（2025 年 1 月 15 日）報告事項 1
	2024 年度第 9 回言語文化研究科委員会記録（2025 年 2 月 10 日）審議事項 1
	2024 年度第 10 回言語文化研究科委員会記録（2025 年 2 月 28 日）審議事項 1
	2024 年度第 10 回人間生活学研究科委員会資料（報告 1）20250210
	2024 年度第 2 回内部質保証委員会記録
	2024 年度第 3 回内部質保証委員会（別紙 9）
	2024 年度第 3 回内部質保証委員会（別紙 10）
	2025 年度第 1 回内部質保証委員会記録
	2023 年度第 2 回 F D 研修会資料「23_ティーチングポートフォリオ」
5 学生の受け入れ	2022-2024 の取り組み内容
	2022 年度第 5 回大学将来計画委員会議事録、別紙 2
	第 1 回プロモーション戦略 WG 会合記録
	2022 年度第 6 回大学将来計画委員会議事録
	2022 年度第 7 回大学将来計画委員会別紙 2
	2023 年度入学生募集伴走支援_第 2 回、第 10 回定例会
	2023 年度入学生募集伴走支援_第 1 回定例会
	2023 年度入学生募集伴走支援_第 3 回定例会
	2024 広島女学院大学学生募集戦略案
	定員削減・改組ワーキンググループ 第 1 回、第 2 回ミーティング
	2023 年度第 8 回大学評議会議事録（審議事項 1）
	2023 年度第 2 回合同研究科委員会記録(20231220)

広島女学院大学

	2023 年度第 3 回合同研究科委員会記録(20240117)
	2023 年度第 4 回合同研究科委員会記録(20240208)
	2023 年度第 5 回合同研究科委員会記録(20240301)
	2024 年度第 2 回合同研究科委員会記録(20241023)
	2025 年度前期オリエンテーションプログラムスケジュール
	広島女学院高等学校（進学者状況）
	2022～2024 年度高大連絡会議事次第
	高大接続イベント内容
	2319～2320 砂本貞吉奨学金規程
	2317～2318 広島女学院一貫教育奨励制度規程
	2024 年度第 7 回入試委員会記録、資料（審議 7）
	2024 年度第 8 回入試委員会記録、資料（審議 9）
	2024 年度第 9 回入試委員会記録、資料（審議 2-1、審議 3-1、審議 3-2、審議 3-3）
	2024 年度第 11 回入試委員会記録、資料（審 3、審 4）
	2024 年度第 13 回入試委員会記録、資料（審議 9、審議 10-1）
	2025 年度第 1 回全学教授会記録
	2025 年度第 1 回全学教授会資料（審議 2、3）
	2024 年度第 11 回大学評議会記録、資料（別紙 5）
	YIC 京都日本語学院 分野別進路説明会への参加（5 月 16 日）
	京都日本語学院の OC 参加 全体スケジュール（20250727）
6 教員・教員組織	2025 年度第 7 回全学教授会別記（報告 1）および資料（報告 2）
7 学生支援	2024 年度第 24 回学務委員会資料_2025.3.18（報告 1-1）
	2024 年度第 1 回 F D 研修会（0529）（障害学生、学修支援）
	2024 年度第 6 回全学教授会資料_20240911（学生サポートメモ）
	障がいと理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領_20250408
	広島女学院大学教職課程における教員養成の理念及び養成する教員像に関する規程
	2024 年度第 5 回教職課程運営委員会_20241106
	2025 年度第 3 回学務委員会資料(報 2-1)
	2024 年度第 6 回学務委員会記録（審議 3）（20240425）
	2024 年度入学生授業等出欠状況（審 3）（20240425）
8 教育研究等環境	広島女学院大学総合研究所規程（第 10 条第 3 項・第 4 項）
	2025 年度広島女学院大学学術研究助成応募要領
	2025 年度第 1 回総合研究所委員会記録、審 2（別紙 2）
	2025 年度第 2 回総合研究所委員会記録、審 1（別紙 1）
	『広島女学院大学総合研究所年報 Vol.29』
	2024 年度第 2 回 F D 研修会_科研費獲得の Tips（6 月 19 日）
	2024（令和 6）年度間接経費執行実績
	科研費ウェビナーfor2025 受講者名簿及び資料_2024 年度受講
	科研費獲得ウェビナーfor2026 受講者名簿及び資料_2025 年度受講
	2025 年度科研費申請状況報告
	2025 年度科研費及び外部公的資金交付内定について
	2026 年度科研費申請状況報告
	研究倫理 e-learning 受講率実績（過去 3 年分）
	研究倫理 e ラーニング 受講開始メール
	2025 年度大学院オリエンテーションプログラム
	人間生活学研究科 研究倫理資料
	2023 年度第 8 回 F D 委員会議事録
9 社会連携・社会貢献	総研・地域連携・ボランティアセンター統合に関する意見書
	2021 年度第 1 回内部質保証委員会記録
	㈱イネサスとの連携協力に関する包括協定書
	社会とつながるお金の話 シラバス
	ライフキャリアデザインⅢ シラバス
	社会(地域)連携・ボランティア活動数

広島女学院大学

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学校法人広島女学院内部統制システム整備の基本方針
	SD 研修会実施一覧 (2022 年度～2024 年度)
	第 3 次中期計画 (案) 20220607 現在
10 大学運営・財務 (2) 財務	人件費、教育研究経費に関する財務比率 (2020～2024)
その他	学長プレゼン資料
	ループリック評価資料
	管理運営・財務 1_広島女学院経営会議設置規程
	管理運営・財務 2_経営会議資料 20220414
	管理運営・財務 3_経営会議資料 20220609
	管理運営・財務 4_経営会議資料 20220714
	管理運営・財務 5_申請書類提出依頼文書 (理事長発信)
	管理運営・財務 6_予算編成について (提出依頼) (学長発信)
	管理運営・財務 7_決定通知留意事項 (学長・管理部長発信)
	広島女学院大学・障がい学生高等教育支援室の今
	採用プロセス 1_2025 年度第 3 回全学人事委員会記録
	採用プロセス 2_情報教員充実経緯 20250614
	採用プロセス 3_特別任用教職員の任用等に関する規程
	採用プロセス 4_【参考】
	入学前プログラムの大学独自課題について
	点検・評価報告書 10 章④(2)108 頁の記述について

※本評価結果における評定について

- ・ 10 基準ごと（基準 10 については、（１）大学運営と（２）財務のそれぞれ）に付いた評定は、当該大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かを目安に、当該基準の状況を簡潔に表したものである。
- ・ 各評定の定義は下記のとおりである。なお、当該大学の理念・目的を基礎に取り組み状況を表したものであるため、同じ評定であっても大学によって内容は異なる。あくまで各大学それぞれの評価結果を理解する補助として参照することが求められる。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。